

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

マージン率等の公開にあたって

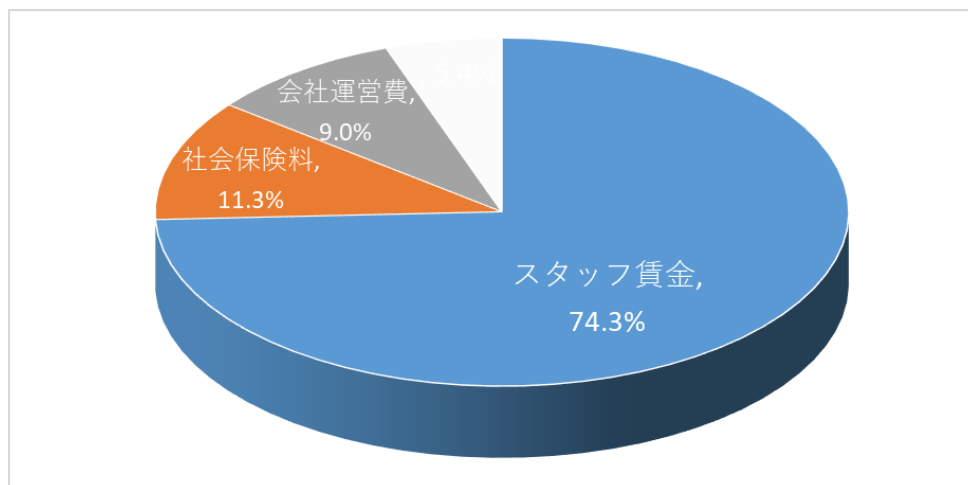
労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、当社派遣事業のマージン率等を公開いたします。
マージン率とは、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（同条趣意）』です。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣事業の状況とマージン率

2024 年度：2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

派遣労働者数	8 名
派遣先事業所数	3 拠点（2 社）
マージン率	26. 23%
派遣料金の平均額	35,055 円（1 日 8 時間換算）
賃金の平均額	26,040 円（1 日 8 時間換算）



$$\text{マージン率} = \frac{\text{賃金} + \text{交通費} + \text{有給休暇費用を除いたもの}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージン率に含まれる主な経費

- ◇ 社会保険料：健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの事業主負担分
- ◇ 会社運営費：管理等人件費、オフィス賃貸料・募集費用・営業費用などの運営費
健康診断等の福利厚生、オフィス維持費、営業経費

教育訓練に関する事項

- ◇ コンプライアンス研修等

労働者労使協定

- ◇ 協定労働者の範囲（システム運用管理者）
- ◇ 協定書の有効期間終期 令和 8 年 3 月 31 日